

令和 3 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和3年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第3回) 議事録

1. 令和3年12月16日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 中谷 政人	2 番議員 北尾 学
3 番議員 山本 景	4 番議員 岡田 伴昌
5 番議員 久保田 哲	6 番議員 友井 健二
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 藤本美佐子
9 番議員 森本 勉	10 番議員 島 弘一
11 番議員 岸田 敦子	12 番議員 小原 達朗

1. 欠席議員次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
事務局長 奥田 浩樹
事務局次長兼会計課長 太田 広治
事務局副参事 谷辻 和彦
総務課長 木邨 信吉
施設課長 上村 悟司
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局出席者次のとおり

書記 井上 政明

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第3号	令和3年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)について
日程第4	一般質問

(時に 13 時 58 分)

1. 議 長(岡田伴昌君) それでは定刻前ではございますが、皆さまお揃いですので、始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(岡田伴昌君) 改めまして皆さま、こんにちは。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から令和3年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を開会いたします。開会にあたりまして管理者よりご挨拶をお受けしたいを思います。

1. 管 理 者(東 修平君) 議長。

1. 議 長(岡田伴昌君) 管理者。

1. 管 理 者(東 修平君) はい。改めまして皆さま、こんにちは。四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、年末の何かとお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、私どもから、令和3年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)についての議案を、お願い申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 議 長(岡田伴昌君) ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいただきます。

1. 事務局 長(奥田浩樹君) 議長。

1. 議 長(岡田伴昌君) 事務局 長。

1. 事務局 長(奥田浩樹君) はい。それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る10月29日には9月分の現金出納検査を、11月22日には令和3年度定期監査及び10月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお、監査、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議 長(岡田伴昌君) 報告はお聞きの次第です。議事日程につきましては、本日卓上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長(岡田伴昌君) 日程第1、会議録署名議員を議題といたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。11番岸田敦子議員、12番小原達朗議員を指名いたします。

1. 議 長（岡田伴昌君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。
お諮りします。令和3年12月16日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回における会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（岡田伴昌君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。
1. 議 長（岡田伴昌君） 日程第3、議案第3号令和3年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。
1. 事 務 局（太田広治君） 議長。
1. 議 長（岡田伴昌君） 事務局。
1. 事 務 局（太田広治君） （議案書にて朗読）
1. 議 長（岡田伴昌君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての内容説明をいたさせます。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議 長（岡田伴昌君） 事務局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議案第3号令和3年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算書をご覧いただきたいと存じます。
まず、1ページをお開きいただきたいと存じます。
歳入歳出予算の補正、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、305万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億54万6,000円としようとするものでございます。
次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書でご説明をさせていただきたいと存じますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。
まず歳入でございますけれども、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額17億1,930万円から、3,166万6,000円を減額補正し、16億8,763万4,000円としようとするものでございます。減額補正の内訳ですが、四條畷市で1,473万2,000円の減額、交野市で1,693万4,000円の減額となっております。
次に、（款）（項）（目）繰越金でございますが、補正前の額1,000円に2,861万2,000円を増額補正し、2,861万3,000円としようとするものでございます。
次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。
歳出でございますが、（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、補正前の額1億1,761万3,000円から、683万2,000円を減額補正し、1億1,078万1,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、職員の人事異動、昇任や共済費の標準報酬月額当初との見込の差などに伴いまして、給料で393万円、職員手当等で81万2,000円、共済費で209万円を減額しようとするものでございます。
次に、（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、補正前の額8億6,858万7,000円に、377万8,000円を増額補正し、8億7,236万5,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、職員の人事異動、再任用職員の給与の当初との見込みの差や共済費の標準報酬

月額当初との見込の差などに伴い、給料で 378 万 1,000 円、職員手当等で 191 万 7,000 円を増額し、共済費で 192 万円を減額しようとするものでございます。

なお、10 ページ以降につきましては、給与費明細書となっております。ご説明は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号令和 3 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 1 号）についてのご説明とさせていただきます、よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（岡田伴昌君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（岡田伴昌君） 質疑なしと認めます。

1. 議 長（岡田伴昌君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（岡田伴昌君） 討論なしと認めます。

1. 議 長（岡田伴昌君） お諮りします。議案第 3 号令和 3 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 1 号）については原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（岡田伴昌君） ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号令和 3 年度四條畷市交野市清掃施設組合補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（岡田伴昌君） 日程第 4、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は 15 分以内となっております。

1. 議 長（岡田伴昌君） ただ今から順次質問を許可いたします。11 番岸田敦子議員。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。大きく清滝ごみ焼却施設の土壌汚染状況と跡地利用についてお伺いします。

10 月に開かれた議会での決算に関わる審議中、区域指定に関する質問の答弁で「清滝ごみ焼却施設の敷地の一部で鉛、砒素、ふっ素、水銀が基準値を超過し、今年 6 月 11 日に、大阪府から府条例第 81 条の 12 第 1 項に基づく要届出管理区域に指定された」というご答弁があり、土地の形質を変更する場合は届出が必要だが、形質変更なければ問題ないとありました。

そこで改めてお伺いしますが、形質の変更はしない場合でも、河川への影響は調査し、問題があれば対応が必要ではないですか。また過去に行ってきた河川調査の項目と結果、調査日をお伺いします。

次に、12 月に跡地検討委員会より示された跡地活用事業案は「災害時用臨時ヘリポート整備事業」となっており、この案は財政面を最優先に考えた結果と見えます。もちろん、財政面も大切な視点であると思うものの、市民が活用できる案や太陽光発電など環境に配慮するための施設となり得なかった理由をご説明ください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議 長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただ今の土壌汚染の状況と跡地利用についてのご質問でございます。まず清滝焼却施設の土壌汚染状況につきまして、ご答弁申し上げます。

本組合の清滝ごみ焼却施設の土地につきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第1項の規定により、大阪府から土地の形質の変更をしようとするときに届出をしなければならない区域として指定をされております。当該指定につきましては、土地の形質の変更をしようとする場合についての規定であるため、土地の形質の変更を行わない現時点におきましては、特段の対応は必要ないものと考えてございます。

次に、過去の河川の調査についてでございますけれども、清滝ごみ焼却施設が稼働していたときに讃良川におきまして、平成21年10月21日、24年10月12日、27年10月14日、28年10月24日、29年9月4日に水質のダイオキシン類の測定を実施しております。測定結果につきましては全て水質の環境基準値以下でございました。

次に、清滝ごみ焼却施設の跡地利用につきまして、ご答弁を申し上げます。昨年の12月に清滝ごみ焼却施設の解体につきまして、解体費用が12億円、工期が1年8カ月を要すると明らかになり、公共施設等適正管理推進事業債いわゆる除却債が令和3年度までの時限措置であり、令和4年度においてはすべて単費の一般財源が必要になることから、組合と四條畷市と交野市の三者で跡地利用も含めて、有効な交付金や起債などを活用した財政負担低減策を検討させていただくということを議員の皆さまにご説明をさせていただいております。その後、令和3年2月に組合と四條畷市、交野市の三者で清滝ごみ焼却施設の跡地検討委員会を設置し、令和3年11月まで検討を重ねてまいりました。

その検討委員会におきまして、全国事例調査を行い、また、組合、四條畷市、交野市がそれぞれの跡地利用事業案を提案し、費用面、法制度面の評価と補助金、交付金や起債事業を評価した上で、大阪府の関係機関との協議を踏まえて、緊急防災減災事業債を活用し、災害時用臨時ヘリポート整備工事に清滝ごみ焼却施設の解体工事を含んだ事業を実施することが、跡地利用を含めた最も財政低減が図れるという結論に至り、先日、議員の皆さまにご説明をさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田敦子議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） それでは再質問は一問ずつさせていただきます。まず土壌汚染の関係ですけれども、清滝の焼却施設が稼働していた時はダイオキシンの河川調査を実施しておられたということなので参考までに27年から29年のときの数字結果と環境基準をそれぞれお答えください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。測定結果の数値でございますけれども平成27年10月14日につきましては0.20pg-TEQ/1、平成28年10月24日は0.083 pg-TEQ/1、平成29年9月4日は0.19 pg-TEQ/1でございます。水質の環境基準につきましては1 pg-TEQ/1でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。ありがとうございます。今まで環境基準値内ということでありましたので、こういった調査をしていって、実態はどうかということを科学的に見て行くということが必要だと思っております。その点でいえば環境基準を超えていた鉛とヒ素、フッ素、水銀、

これに関しては調査しておらないと、それは法的に必要なという事だと思っておりますが、ここの施設ですね、現炉の施設で鉛や水銀、ヒ素そういった水質調査を行ったと記憶しています。それは何に基づいて調査をされ、で、どんな物質を調査されたか答弁を求めます。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 現有施設での河川の調査についてでございますけれども、現在、現有施設におきましては、事後調査として、天野川下流の1地点で測定をしております。その項目につきましては、ベンゼン、砒素、ふっ素、鉛、ほう素、ダイオキシン類でございます。

なぜ調査を行っているかというご質問についてでございますけれども、敷地内に降った雨が、現在の修景池に一旦貯められたのち、その雨水は敷地内排水最終柵から排出されるということになってございます。現施設の敷地内には汚染した土壌が存在するということから、工事中から含めて土の形質を変更するために汚染水が敷地外へ流出する可能性はあるとして工事中から排出による河川の水質への影響を把握するために調査を実施してまいっております。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。まあ今のことに関しては事後調査ということで、環境影響調査。環境アセスに関する事後調査ということで形質変更、前段に申し上げた、大阪府の条例の81条のところですね。その部分の形質変更にあたるから、法的に必要なだったということなんですね。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。この現有施設の土地に関しましても今の清滝と同じような形で形質変更時要届出区域というようなことが指定されております。もともとそういう土壌があるというところで形質変更する。ここの造成工事開始のときから影響が出ないかということで大阪府とのやり取りの中でこのような調査になってきているということでございます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。そういったことに基づいてということで理解はしました。ただ、この調査自体は、ここの調査ですね。毎年行っているものではなくて、その今おっしゃった形質を変更するから行ったというものなんでしょうか。そこをすいません。もう一度お願いします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。先ほど、岸田議員もおっしゃってございましたように環境影響調査に関わって、ずっときているんですけども、要形質変更時なので工事中から供用開始して今現在が事後調査の期間となっております、それを含めて環境影響評価のところに関わってくるということになります。当然言われていましたように、区域指定されているところで形質変更するということとあいまった中で、この調査をしているというような状況でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。まあ分かりました。ここは形質変更するということ、ほんで、向こうは形質変更しないということが前提で調査の有無が、ではないんですか。そう受け止めたんですけども、違います。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） すいません。今現在ここも元々届出区域になっておって、変更しないとき

はさわっていない、調査もしていない、ですんで向こうもまた、今は何もさわることをしていないので、今の時点においては調査はする対象ではないという理解なので今後造成なり土をさわる事によって大阪府に届出をした中では、そういう議論になれば測ることも出てくるかも分からないということでございます。

1. 議 長（岡田伴昌君） 11 番岸田議員。

1. 11 番議員(岸田敦子君) はい。分かりました。この点は私も理解が出来ていなかったのです。要は法に基づいて検査をすべきじゃないかという立場から、特に基準値を超えているものに関しては調査をして、その結果から判断をしていくべきではないかと思うので今のところ掘り下げて聞かせていただいたんです。今後清滝の方も調査をしなければならないかもしれないと、今のご答弁ではそういうふう聞こえたんですけど、調査をしなければならないというふうに府から指導されなくてもですね。やっぱり基準値を超えている物質がある以上、その調査をきちんとしてその結果河川、その水に向こうでは飲用はしていないですけど、田畑には流れているという、そういう水もありますので、農作物に影響を与える可能性など考えて、やっぱり住民の健康に影響がないか、それを確認するために調査をして行くべきではないかと思うんですけれども。この点は今回最後にしますので、管理者の見解をお伺いしときたいと思います。

1. 議 長（岡田伴昌君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 清滝ごみ焼却施設における土壌の汚染ということに関しましていただきましたご質問かと思えます。岸田議員がおっしゃっておられるのは法や条例の定め以上に、厳しくしっかりと安全性を確認した方がいいんじゃないかとそういうご提案だというふうに思えます。お示しのとおり、やはりそこに暮らす方々の視点に立てば、そういう事も十分考えられうるることかと思えます。一方で、現在の清滝ごみ焼却施設は稼働中ではないということもありますので、まず我々行政といたしまして、河川の安全性を考えた場合には、まず河川を所管しているところが、まず一義的には河川の安全性の担保するんであろうというふうに思えます。一級河川であれば大阪府でしょうし、市の河川であれば市であるかと思えます。加え市域の河川については、おそらく各市の生活担当が毎年水質汚染調査を。我々の市でいうと、なわての環境というものを発行しておろるかというふうに思えます。ですので、そういった大阪府の調査や市が毎年行っている調査、それもしっかりと注視をしたうえでですね、そこに水質の結果出ておりますから、それら合わせてですね、我々の対応を考えさせていただきたい。このように思えます。以上です。

1. 議 長（岡田伴昌君） 11 番岸田議員。

1. 11 番議員(岸田敦子君) はい。ありがとうございます。私もそういった調査も見ながら質問を考えて行きたいと思えます。よろしくお願ひします。で、次にへりポートの整備は財政面で有利だということは理解しました。しかし、前段でも申し上げましたように、公有地であるというところで、四條畷市、交野市の住民の財産というところでもあります。このへりポートの活用方法でいいかどうか、市民の理解、合意も必要だと思えます。そこはどう考えておられますか。

1. 議 長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。清滝ごみ焼却施設の跡地利用につきましては本組合で検討した中では跡地活用を見出すことは出来ませんでした。今回の組合と両市の三者で検討することにより、跡地利用を含めた財政負担低減策となりうる跡地利用事業案を見出すことが出来たところであります。

市民の方々への周知方法などにつきましては、今後、組合及び両市において協議してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。この土地の使い道というのは、市民の利用というのは難しいという点は私も理解はしています。だからと言って市民の周知を、理解を得ないまま進めるのも問題だと思います。ですので、立地の条件的なこと。環境基準を超える物質があるという問題点も含めて、で国の有利な交付金が受けられる、そういう点も共有して、市民の理解をはかっていくよう求めておきます。あとヘリポートとしての活用は、大きな災害時かなというふうに想像はしますけれども、ここを利用するのはどのような場合と想定し、何のために利用するのかお伺いします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。災害時用臨時ヘリポートにつきましては、災害時の救助・救援活動・緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を活かした応急活動や、緊急消防援助隊に救援活動の拠点などとして利用するためでございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。今お答えいただきましたけれどもここにヘリポートをおいてどう役立てるのかというのが、今のお答えでも、ちょっとあんまり想像がつかないという点があるんですね。物資の輸送では、何のためにここに立ち寄るのかという事とか、救援活動の拠点と言っても、長時間そこに待機出来ないという場所ではないのかなと思いますし、管理施設をつくるということでもありますけれども、そこに給水所とかトイレは作るのかどうか、そこで救援活動の拠点といっても、あんまりイメージがわからないんですね。具体的にどんな活動をする、どのような活動の拠点にするのか、今ご説明いただけますでしょうか。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。私も検討委員会におきましては先ほどご答弁させていただきました内容までのような状況でございまして、今後です事業実施に際しましては具体的な議員のおっしゃるような、どういった形で使っていくのかっていうのが、今後、組合両市で協議してまいりたいとこのように考えてございますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。このような施設がね、災害時とかで使われないことが一番いいんですけどもどのようなときにこのヘリポートが必要なのか、活用方法をどうするのか、もう少し詰めた説明が出来るようにお願いします。で、このヘリポートは平時は利用しないと、ただ非常時に活用できるようにするという事であれば、木や雑草の定期的な管理というのが必要だと思いますけれども、維持管理はどのように考えて費用はどの程度とを考えておられますか。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。検討委員会の報告書におきましては、災害時に使用する災害時用臨時ヘリポートとして利用するものとしております。施設の詳細な整備内容につきましては、今後の令和6年におこなう予定の災害時用臨時ヘリポート整備実施計画にて決定してまいりますが、災害時用臨時ヘリポートを整備することにより大部分が舗装されますし、周囲の樹木の内離発着に支

障がある樹木は整備工事の中で伐採しようというふうに考えておりますので、除草等に係る維持管理費用につきましては多額にはならないというふうに考えております。

1. 議 長（岡田伴昌君） 11 番岸田議員。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。最後に今後の整備スケジュールを教えてください。

1. 議 長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。今後の整備スケジュールについてでございますが、検討報告書の概算スケジュールでお示ししておりますように、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、造成工事及び解体費用の修正見積委託と造成及び解体工事、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて災害時用臨時ヘリポートの整備実施計画と災害時用臨時ヘリポート整備工事を行う予定となっております。

1. 議 長（岡田伴昌君） 11 番岸田議員。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。この事業について国の交付金対象となって行政としての負担が節減されるとそういう方策があったということは、評価したいと思うんですけども、四條畷で説明があったときには議員の中から本当に交付金がつくということが確約されているのかというような、そういうご意見もありましたので、そこはよく詰めていただいご検討いただけたらと思います。一方で土壤汚染に関しては住民に健康被害が及ばないように、科学的調査を進めて結果によっては対策をたてる必要がありますけれども、現段階でそれがはっきり分からないというところは、もう少し明らかにして、これからも私も質問をしながら明らかにしていきたいと思います。ヘリポートを整備しても実際の使い道がどうなるのか、どう役立っていくのかということをもう少し今後、詰めていただくことも必要です。住民への周知、理解を得るという活動も必要だと思います。よってまだ課題が多いと思いますけれども、整備まで少し時間はありますので一つ一つ解決策を練っていただくよう求めて質問を終わります。

1. 議 長（岡田伴昌君） これにて岸田敦子議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） はい。第 3 回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和 3 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算第 1 号について、ご審議をいただき、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本組合では、年末年始にかけて、両市からのごみ搬入量が増加する繁忙期を迎えますが、市民生活に支障が生じないよう、万全の体制をもって、対応してまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。最後に、皆さまには、年の瀬を控え、何かとお忙しい時期となり、また、寒さが一層厳しくなる季節となりますことから、どうか、くれぐれもお身体にはご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

1. 議 長（岡田伴昌君） 以上をもちまして、令和 3 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 3 回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして慎重審議賜り誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（時に 14 時 34 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年12月16日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

岡田 伴 昌

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岸 田 敦 子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

小 原 達 朗